

ショートステイ 秋桜の里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 明世会（以下「事業者」という。）が開設するショートステイ 秋桜の里（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービス（共生型短期入所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という。）が、障害者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たって、事業所の従業者は、居宅において介護を行う者の疾病及びその他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、身体の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付を重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ 秋桜の里
- (2) 所在地 豊川市三蔵子町北浦4番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する）

- (1) 管理者 1名（常勤兼任）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

医師（嘱託医） 7名（非常勤兼務7名）

利用者の日常生活上の健康管理及び保健衛生の管理指導を行う。

生活相談員 2名（常勤兼務2名）

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

看護職員 8名（常勤兼務5名、非常勤兼務3名）

- 利用者の日常生活上の健康管理及び保健衛生の業務に従事する。
- 介護職員 11名（常勤専従8名、非常勤専従3名）
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- 機能訓練指導員 1名（常勤兼務1名）
利用者の機能回復、機能維持に必要な機能訓練及び指導を行う。
- 介護支援専門員 1名（常勤兼務1名）
利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、サービスが確実に提供されるよう、各職員との連絡調整を行う。
- 管理栄養士 1名（常勤兼務1名）
利用者の栄養管理及び食事支援に関する業務に従事する。
- 事務職員 2名（常勤兼務2名）
必要な事務処理を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は次のとおりとする。

- （1）併設利用型 20名
（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用者を含む）
- （2）空床利用型 特別養護老人ホーム定員80名以内

（共生型短期入所の内容及び主たる対象者）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- （1）入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - （2）日常生活動作の機能訓練
 - （3）健康チェック
 - （4）送迎
- 2 事業所において事業を提供する対象者は、医療的ケアが必要である次の者とする。
- （1）重症心身障害児者
 - （2）身体障害者（肢体不自由）
 - （3）肢体不自由を伴う知的障害児者
 - （4）難病等対象者

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、豊川市の区域とする。

（利用者から受領する費用等）

第8条 事業所は、事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、10

0分の100を市町村特例割合で除した割合)を乗じて得た額の支払いを受ける。

3 第7条における通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 200円

(2) 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上1キロメートル増す毎に100円加算

4 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。

(1) 日常生活費・教養娯楽費 実費

(2) 食事代 1日1,850円

(朝400円、昼710円、おやつ160円、夜580円)

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
要した費用の実費

(4) 理美容代 実費

(5) 文書料(領収証明書) 550円(1通)

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

6 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

9 外出に伴う欠食の場合及び入所のキャンセルおよび変更の際に、利用予定日の前日の17時まで連絡がない場合は、キャンセル料として食費相当額の支払を利用者から受ける事ができる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画に関する事項)

第12条 事業所は、感染症又は非常災害の業務継続計画（BCP）の政策のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症や災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を（業務継続計画）を策定する。
- (2) 当該業務継続計画に伴い、必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。虐待防止委員会では、身体的虐待のみではなく、経済的虐待や心理的虐待・性的虐待や介護放棄（ネグレクト）など、必ず他の虐待類型の内容についても取り組む。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的で開催する。
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束適正化に関する事項)

第14条 事業所は、身体拘束適正化のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記載する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明世会と事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 5 事業所は、短期入所に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。

附 則

- (1) この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- (2) この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- (3) この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- (3) この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- (4) この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- (5) この規程は、令和6年12月1日から施行する。